

平成19年10月 定例教育委員会 会議録

平成19年度塩尻市教育委員会10月定例会が、平成19年10月23日、午後1時30分、塩尻総合文化センターに招集された。

会 議 日 程

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長報告

- 報告第1号 主な行事等報告について
報告第2号 11月の行事予定等について
報告第3号 後援・共催について

4 議 事

- 議事第1号 塩尻市文化会館の利用料減免率の見直しについて
議事第2号 「全国学力・学習状況調査」の結果公表について
議事第3号（追加提案） 要保護及び準要保護児童生徒の認定について <非公開>

5 その他

6 閉 会

出席委員

委員長	百 瀬 哲 夫	委員長職務代理者	丸 山 典 子
委員	岡 本 た ま	委員	村 田 茂 之
教育長	藤 村 徹		

説明のため出席した者

こども教育部長	御 子 柴 敏 夫	こども教育部次長	樋 口 千 代 子
教育総務課長	加 藤 廣	こども課長	小 島 賢 司
生涯学習部長	丸 山 保	生涯学習部次長	白 木 進
平出博物館長	小 林 康 男	短歌館館長	小 澤 潔
図書館長	内 野 安 彦	スポーツ振興課長	竹 原 次 男
男女共同参画課長	山 田 昭 文	人権推進室長	小 穴 利 美

事務局出席者

教育総務課長補佐	横 山 雅 典	学校支援係長	羽 多 野 紀 子
教育企画係長	青 木 実		

1 開会

百瀬委員長 それでは、定刻になりましたので、只今から10月定例教育委員会を開きます。よろしくお願いたします。

2 前回会議録の承認について

百瀬委員長 次第に従いまして、2番前回会議録の承認からお願いたします。事務局からお願いたします。

青木係長 前回、9月定例会の会議録につきまして、現在確認をいただいておりますので、確認が済み次第、署名をお願いたします。8月分につきましては、確認をいただいておりますので、この会の終了後に署名をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。以上です。

百瀬委員長 よろしいでしょうか。ではそのようにお願いたします。

3 教育長報告

百瀬委員長 3番、教育長報告に入ります。はじめに教育長から総括的にお願いたします。

藤村教育長 このところだいぶ寒くなってまいりまして、風邪をひく人も増えてきているようですが、幸い、学校の方からは今のところそのような報告はありません。これからますます寒くなりますので、健康管理には注意していきたいと思っております。

このところ立て続けに子どもが刺される事件、通りがかりにとか、あるいは先日の兵庫県では本当にあと一歩で家の中に入るところで、その寸前に刺されて死亡するという大変痛ましい事件がありました。こういう事件が続発しているというか、毎日のように報道されておりますので、教育委員会としても模倣犯が出るような心配もあるため、すぐに対応して、子ども達の登下校、あるいは小中学校での安全について再確認するよという通知を出して注意を喚起しました。

今朝の新聞に、松本市のある主婦の方の投書で、朝ゴミを出しに行き、登校中の児童に「おはよう」と声をかけたところ、その声をかけたことについて近所の人から注意を受けたということが書かれていました。その人の言い分は、今の時代、用心のために登下校中は誰とも話をするなと子どもに教育しており、大人から声をかけられると子どもに迷いが生じるので困るというわけです。この主婦の方は、幼い頃から近所の人には元気に挨拶をしなさい、困ったことが起きたら近くにいる大人に相談しなさい、と言われて育ってきたということであり、登下校中の子どもに挨拶をする行為は本当に迷惑なのかどうかという疑問を呈する投書でありました。

私達も、子ども達の安全を守るために防犯ベルを持たせたり、携帯電話とか色々な形で子ども達の安全を守るために対応しているわけですが、私はやはり子どもを守るのは人間なのではないか、人が守るのが一番ではないかということで、登下校中の子ども達の安全見守りのボランティアを各学校で募集したり、あるいは色々な形で近所とかお年寄りの方とか、色々な方に協力を呼びかけて、とにかく子ども達を見守って欲しいということをお願しております。そういう中で、この投書のように声もかけられないような状況があるということは、よく考えていかなければいけない大事な点だという事を感じたわけですが、現在実施計画を作成していますが、補助金を出して地区の活動に助成していくという中で、ある地区では挨拶ロードを整備するというような計画もあるようですから、塩尻市の場合は、地域が健全な活動をしており、やはりそういうことが非常に大事ではないかということを感じ

たわけです。

もう一点ですが、今、学校に対する保護者からのクレームの問題がだいぶ今大きな問題になっています。最近では、定年前に教職を辞める先生方が大変増えてきているという実情もあり、理由を聞くと、子どもとうまくコミュニケーションがとれないということ言うのですが、更によく聞いてみると、子どもではなく保護者とうまくコミュニケーションがとれなくて、それで悩んでしまって自信を失って休職のような形になり、最終的には辞めますという状況があり、塩尻市においても他人事ではなく、教育委員会としてもこれから考えていくべき課題かなと考えております。

大阪でもこれが問題となっていて、事態を調査したらしいのですが、その結果をみると、例えば運動会が雨天中止になってしまうと、遠方から来た祖父母の旅費を返せというクレームや、大事に育てている我が子をどうして叱ったのか、校則を守るかどうかは生徒の自由ではないかというようなクレーム、また、二度と怪我をさせないと念書を書けと迫られたというような事、もう一つあげると、運動会の花形である組体操のピラミッドがありますが、その頂点に立つ役になれなかった子どもの親が、今まで学校に協力してきたがこれからは考えさせてもらうという発言をしたという事、このような内容が続々とアンケートに書かれているということです。

これほど極端な事例は塩尻市ではないわけですが、宿題をちっとも出さないのではないかとか、少し甘すぎるのももう少し厳しくして欲しいとか、そのような保護者からの要望になかなか答えられず、それが保護者とのコミュニケーションがうまく通じなくなる原因となっていくというような事例は実際にあるわけです。では、そういうことに対してどのように対応をしていったら良いかということですが、やはり学校側としては、保護者の言い分、なぜそのようなクレーム、要望が出てくるかということをしっかり受けとめて分析し、理解する姿勢がなければ、親との信頼関係と言いますが、コミュニケーションというものはうまく成り立っていかないのではないかと私は思います。

そんなことで学校にも校長会等を通して話をしていかなければいけないと考えているわけで、そういうことに対してまた色々御意見を出し合って、なんとか大事にならないように、学校と保護者が信頼関係で結ばれるなかで教育は成立するわけですので、そのへんのところを少し考えていかななくてはいけないと思います。

それから今日の議題にもなっておりますが、全国学力調査の公表について、いよいよ明日新聞、ラジオ等が報道され、10月24日には学校および市の教育委員会にも送付されるということですので、それを見て具体的な公表の内容等についてつめなければいけないと思います。現段階では、公表の基本的な方針といえますか姿勢についてお話をさせていただいて、後ほど議題として御検討をお願いしたいと思っています。以上です。

報告第1号 主な行事等報告について

百瀬委員長 ありがとうございます。引き続き報告第1号をお願いいたします。主な行事等報告について、こども教育部からお願いいたします。

加藤課長 お手元の資料、差し替えになっていると思いますが、1ページでございます。10月11日に有害図書類等自動販売機の規制の市民懇談会が開催され、条例の制定にあたって、広く市民及び各種団体等から意見を聞いたものでございます。有害図書類等の販売機の状況、また条例の骨子案について御説明をさせていただいたところ、取り組みの経過、条例の実効性等の質疑、条例制定に向けた意見が出され、それぞれ理解が深められたという評価でござ

います。現在は、パブリックコメントを求めるところでございまして、条例を具体化する作業を進めておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

百瀬委員長 次、生涯学習部の関係をお願いいたします。

白木次長 2ページをお願いいたします。9月9日、10日に第20回図書館まつりが開かれ、10日のイベントでは3,000人の参加が得られたということです。昨年対比400人増です。今後は、市民の参加も検討していきたいということで報告をしたいと思います。

9月29日には、ふれあいプラザまつりが開かれました。これについては、ふれあいプラザ自主グループの会が主催をいたしまして、短歌フォーラムと同日開催ということで、市外の方々、短歌フォーラムの参加者の方々に文化活動を見ていただけたのではないかと考えております。

9月29日、30日は、全国短歌フォーラム in 塩尻です。今年は投稿者数は114人減の1,589人でしたが、投稿数については前年対比140首増の2,892首です。ただ平均年齢については、また0.41歳増えまして72.34歳になったということです。短歌の選評・表彰と記念講演会があり、記念講演会は齋藤孝先生でしたけれども、明確に集まった階層が違ったということが見受けられました。最優秀賞については市内の43歳の女性を受賞し、他の先生からお褒めの言葉をいただいたということでございます。今後については、12月1日に行われます学生の部の開催に向けていくこと、また、来年行われます22回大会の日程と、題詠歌の題についてもワインということで決定いたしましたので、早めの募集をしていきたいと思っております。

10月6日土曜日、斉藤惇夫講演会です。これにつきましてはPTAの親子文庫本委員会、読書の会、図書館主催で行いました。参加者は100人を越えたということです。

10月14日、第1回塩尻市民コーラス祭「秋桜コンサート」でございますけれども、これについては4月に設立されました芸術文化振興協会のコーラス部会が実行委員会を作り、主催いたしました。この中では、朝日村や小中学校の合唱部も参加いたしました。昨年よりも2団体多い16団体で開催されました。中ホールで立ち見が出るほど好評でしたので、次年度は大ホールではどうかということも含めて現在検討しているという内容でございます。以上です。

百瀬委員長 ありがとうございます。質疑等ございましたらお願いいたします。

丸山代理 10月6日の斉藤惇夫講演会に私も参加し、お聴きしましたけれども、実は読書ボランティアということについて反対を唱えていらっしゃる先生で、その話を聞きまして、学校関係者、先生方、そういう方々に耳を傾けて聞いていただきたい内容であったと思います。と言いますのは、本を読むということは、ただ本を読むだけではなく選ぶところから始まるのだから、担任の先生は自分のクラスの子ども達に何を読んであげたいか、どういう思いを伝えたいかを大切にボランティアマかせではいけない。目からウロコと申しますかそういうお話でしたので、ぜひまたどこかで斉藤先生のお話を聞く機会がもてたら、学校の先生方に聞いていただきたいと思っております。良いお話でした。

百瀬委員長 他にございますか。はい、どうぞ。

岡本委員 短歌フォーラムについてですが、今回、記念講演会だけに参加された方も結構おられたようで、それはそれで一つの市民参加の形として良いと思うのですが、少し感じましたことは、プログラムについてです。選者の講評があり、表彰式があり、その後さらに受賞者の記念撮影等があるために、一度短歌フォーラムが中断してしまって、今年は特に講評や表彰式が早く終わったために、確か45分くらいあいてしまいました。記念講演だけの

ために来る方もいらっしゃるのので、早く始めるわけにもいかないということで、定刻通り始まったわけですが、例えば受賞者の写真撮影というのは人数が限られているわけですのでプログラムの後の方にもっていくとか、一般参加で講評から記念講演会まで全部聞きたい方のためにブランクがあかないように工夫ができないかということの一つ思いました。また、記念講演ですが、昨年、今年と全国的に有名な先生をお呼びしたわけですが、1時間という短い時間でしたので、せめて1時間半程度、ゆっくりお話していただきたいと思いました。先生にとっても、1時間半の内容を1時間くらいに短縮してお話されているような、とても忙しいような印象を受けたものですから、もう少し記念講演の時間をとれないかと思いました。以上です。

百瀬委員長 ありがとうございます。他にはよろしいですか。

村田委員 有害自販機の懇談会の関係ですが、開催されてどのような理解が得られたかはわからないのですが、私の感想としましては、これは、基本的に市民の方が頼っていることではあるのですが、基本的な合意形成が市民の中で作られているかという意味では、まだほど遠いのではないかという気がいたしました。

担当の課長にはよく話をしたのですが、相手は誰かということなのです。基本的に今のままでいくと、ここでパブリックコメントを行ったとしても、例えばマスコミにたたかれれば一転してひっくり返るような気がします。誰が反対者なのかということに対して、もう少し着実な攻め方ができないものだろうかということを感じますので、御検討いただければと思います。以上です。

百瀬委員長 他にいかがですか。よろしいですか。

それでは、また事務局で、ただ今の意見を参考にさせていただいて、市民の皆さんに、色々な行事等につきまして、喜んでいただけるような、理解を得られるような、そういう方向で一層御尽力いただければと思います。次へ移ります。

報告第2号 11月の行事予定等について

百瀬委員長 報告第2号、11月の行事予定等について、資料4ページです。こども教育部から、次長お願いいたします。

樋口次長 11月のこども教育部関係ですが、11月8日木曜日は、午前9時30分から小学校合同音楽会が開催されますので、出席をよろしくお願いいたします。

引き続きまして午後12時30分から県都市教育委員会連絡協議会が駒ヶ根市で開催されますので、全員の御出席をお願いいたします。

11月12日月曜日ですが、午後3時からこんにちは教育委員会が、吉田小学校で開催されますので、全員の御出席をお願いいたします。

11月14日水曜日ですが、午後6時から市PTA連合会行政懇談会および懇親会が中信会館に於いて開催されますので、全員の御出席をお願いいたします。

11月19日月曜日ですが、午後3時から定例教育委員会を開催いたします。

11月20日、21日ですが、教育委員会視察研修、京都市に視察研修になりますので、御参加をよろしくお願いいたします。

11月27日火曜日ですが、午後3時からこんにちは教育委員会が塩尻市西部中学校で開催されますので、出席をよろしくお願いいたします。以上です。

百瀬委員長 ありがとうございます。生涯学習部関係。

白木次長 11月1日朝8時45分から塩尻市民文化祭・展示発表の部の開会式を行います。

総文の玄関前でございますので、全員の出席をお願いいたします。

11月3日には午前9時半でございます。例年午前10時に行っておりましたが、市民文化祭の表彰式を市立体育館で行いたいと思いますので、全員の御参加をお願いいたします。

11月14日でございます。午前10時からです。19市のスポーツ担当課長及び体育担当主任者会議が開かれます。これは塩尻で開かれまして教育長さんの御出席をお願いしたいと思っております。

11月17日土曜日午後1時半から豊かな心を育む市民の集いを総文講堂で行いますので、全員の御出席をお願いいたします。

11月18日には午後1時半から短歌大学、栗木京子さんをお迎えし、短歌館で講座を開きます。教育長さんの御出席をお願いしたいと思います。以上です。

百瀬委員長 ありがとうございます。質疑等ございましたらお願いします。よろしいですか。私から一つお願いしますが、11月14日の市P連との行政懇談会、これでは18時になっておりますが、いただいた案内が17時半になっておりますが、どちらが正しいのでしょうか。

樋口次長 通知はそうなっていましたね。

百瀬委員長 確認をしていただければと思います。

樋口次長 申し訳ありません。お帰りになる前に確認をしてお知らせいたします。

百瀬委員長 あとはよろしいでしょうか。ありがとうございました。

報告第3号 後援・共催について

百瀬委員長 それでは次、報告第3号、後援・共催についてお願いいたします。こども教育部。

加藤課長 それでは教育総務課関係、5ページを御覧いただきたいと思います。30番から36番までということでそれぞれ案件ございます。毎年きているもの、また新規のもの等ございますけれども、それぞれ内容的に問題がないということで後援・共催ということでさせていただいたものでございますので、御報告申し上げます。以上です。

百瀬委員長 生涯学習部関係、お願いいたします。

白木次長 生涯学習部社会教育課関係ですけれども、受付番号20番から29番でございます。これで10件ございますけれども中に1件だけ既に、26番10月21日に塩尻市芸能文化協会が第8回市民演歌まつり、終了しております。それ以外はこれからということでお願いをしたいと思います。ほとんど例年やっている後援内容でございます。よろしく申し上げます。

百瀬委員長 スポーツ振興課関係。

白木次長 スポーツ振興課につきましても、1件ございます。ここに記載の通りです。既に終わっております。

百瀬委員長 ありがとうございます。質疑等ございましたらお願いします。よろしいですか。それでは報告案件につきましては以上で終わります。

4 議事

議事第1号 塩尻市文化会館の利用料減免率の見直しについて

百瀬委員長 4番議事に入ります。議事第1号、塩尻市文化会館の利用料減免率の見直しについてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

白木次長 それでは8ページをお願いいたします。塩尻市文化会館の利用料減免率の見直しということです。主旨の説明をさせていただきますと、市の文化会館レザンホールでございますけれども、平成18年の4月1日から指定管理者制度の導入をされておりまして、財団法人塩尻市文化振興事業団に管理委託されております。この間の県内の状況、それからレザンの経営状況を見るなかで、若干文化会館利用の利用率の減免率を見直したらどうだろうかということで、お諮りをするわけです。その内容的なものにつきましては、文化会館利用における委託者の優遇措置、委託者というのは塩尻市でございますけれども、市の優遇措置である利用料減免率を市民と同等の減免率にしたいということです。これによりまして、財団法人塩尻市文化振興事業団の自立に寄与できるということ、それから文化会館利用者の利便性も図れるのではないかとということでございます。

2番の文化会館の運営状況でございますけれども、どのような予算で運営されているかということですが、平成15年の時には市から委託料として1億8,005万9,000円をお渡ししておりました。当時は利用料の欄ですが、平成17年度と平成18年度の間に太いアンダーラインがございまして、これで指定管理者の前と後ということで御理解いただけるかと思いますが、平成17年までは利用料ということではなく使用料として、市の会計の方に1,061万9,000円入っております。このように平成15年当時では1億8,000万円余の委託料でありましたけれども、指定管理者制度が導入されました平成18年は1億6,200万円、これに利用料の914万5,000円を加えまして、カッコ書きですけれども1億7,114万5,000円というこれが文化会館レザンの運営諸経費になったということでございます。これによりまして、特に年々委託料につきましては減っているという財団の運営について、鋭意効率的な運営に努めていただいているということをお認めいただければと思います。それから利用料につきましては平成17年から平成18年にかけて、約100万円以上の減額があったということです。この利用料につきましては、レザンホールを借りる方が若干少なくなった、特に大口イベントの使用が減ったというように御理解いただければと思います。

それでは(2)の利用料減免状況がございまして、別紙を見ていただきたいと思うのですが、10ページ、11ページ以下でございます。この10ページには平成17年度塩尻市文化会館使用料減免内訳というものがございまして、下に文化会館の条例施行規則というのがありまして、第7条で利用料の減免はどのようなものがあり、減免率はどうであるかということが書いてございます。ここの(1)には、本市又は指定管理者が自ら利用するときは100分の100、それ以外については2号から4号までは100分の50という内容でございます。上の表を見ていただきますと、1号の中では塩尻市が自ら使用する場合にどれだけ減免をしてきたかということが、平成17年度では571万8,904円ということでございます。平成18年度はどうかというと、745万3,506円という内容で、100パーセント減免をしたという内容でございます。減免率につきまして、全ての減免に占める中でも平成17年度では1,759万円余のうち570万円余が塩尻市の減免でございます。平成18年度は1,553万円余のうち745万円余が塩尻市の減免という内容でございます。ですから、財団自らが使用する1号の中の「財団自ら使用する」を除きますと、ほとんどといって良いほど市の使う場合において減免の割合が高いと、そんなふうに御理解いただければと思います。

それでは8ページにお戻りいただきまして、平成17年度、18年度の市役所関係塩尻市文化会館利用実績一覧を見ていただきますと、各部毎に何課で何件ということを書かせてい

いただきました。これは12ページ以下の表を集約したものでございます。この中でどこが一番多いのかといいますと、やはりこども教育部、生涯学習部、芸術文化関係に携わっている部、すなわち教育委員会がほとんどでございますけれども、平成17年度では26課52件のうち教育委員会では15課29件という内容でございます。平成18年度につきましても、25課44件のうち教育委員会関係では17課29件、こども教育部にしても生涯学習部にしても課の数が少し多くございますけれども、これにつきましては保育園ですとか学校ですとか、それから公民館関係についても1課としてカウントさせていただきましたので、若干数字が大きくなっているということでございます。

市からの現在の状況、意識等はどうなっているのかというのが9ページの(3)に書いてございます。一応委託者の利用という、委託者というのは市の利用なのですけれども、若干会場の予約実施において安易な会場選択や複数予約、付属設備の使用変更が見受けられるということです。これについては予約につきましては市であるからということで二つ三つ仮押さえをしてしまうということがございますし、安易な会場選択というのは集まった人数が結果としまして、中ホールで良いようなものも大ホールでやっているのではないかとか、講演にしましても実際に大ホールでやったけれども集客がそれほどでなかったではないかというようなこと、そういうことが見受けられるということです。付属設備につきましては、あらかじめ例えばマイクの数を決めてあれば、それを増やすということが意外に簡単に、もう1本もう2本ということ、それからスポットライトもあれば良いなという事前の打ち合わせもないままに増えることがありはしないかと、そんなことが少しありまして、このへんについては、文化会館はタダであるではないかというようなことのコスト意識の欠如というように、言わせてもらえばあるのではないかと考えています。予約がたくさんありますと、文化振興事業団も管理委託を受けている方としますと、新たな市民が来た時に、予約で押さえてあるところを貸すことができないという状況が出てくるということで、このところも少し制すべきではないかと思っています。対しまして一般市民の文化会館利用については、先ほどの規則で見ました通り、ほとんど100分の50若しくは全額徴収ということです。市が全額免除で使っているということについては、我々もという意識が大変強いということです。

指定管理者制度の導入後、県内の状況はどうかということなのですが、長野県の文化会館ですとか茅野市民館、飯山市民会館の利用料については、免除規定が全て廃止になっているということでございますし、木曾文化公園文化ホールについては50パーセント減免ということがございますので、今後も指定管理者制度を導入していきますと、私どもの財団法人塩尻市文化振興事業団が、今回平成18年から委託を受けたのですけれども、今後につきましては民間の方々の参入が十分に予想されるとなると、今のうちからそれは市民レベルと同じにしておいた方が良いのではないかと考えています。

今までの経過ですけれども、指定管理者制度の導入以後ですけれども、昨年特に公民館の使用につきまして段々利用が出てくるということで、これについては将来的に100パーセント減免は止めていきたいというような話をいたしまして、御理解をいただくように話が進められました。2月6日につきましては、平成19年度中に規則の改正をいたしまして、平成20年度からは皆さん方は一般市民と同じ減免率にしたいということを表明いたしました。これにつきましては10月2日には庁議において方向性の説明をし、10月10日の政策調整プロジェクトにおきましては利用料減免率の見直しについて協議をいただき、一応原案可ということで政策調整プロジェクトでは話が通りました。

今後の減免率の考え方なのですけれども、一応減免率の割合が高いということから、他の一般の市民の方々と同じように100分の50を適用して、適正な予算要求によった会館利用の徹底を図りたいということです。(2)については一部改正、規則の改正案をどのようにもっていくかということなのですけれども、今までは本市又は指定管理者が自ら利用するときは100分の100ですけれども、今度からは、指定管理者は自分が使うときは100分の100は当たり前ということで、これは取りたいということ、減免率を100分の100から100分の50に直したいということです。施行予定は来年の4月1日からにしていきたいと思っています。これによりまして協働のまちづくりを標榜する市にとっては、市であっても文化会館を利用するときは、他の芸術文化団体等とほぼ同じですよということで協働の精神の意識付けができるのではないかと考えております。(4)ですけれども、文化会館利用が有料であるということで、市の職員の意識改革もしていただきます。これは既決の予算の委託料の中を各部課への振替ということになりますので、あまり予算的にメリットはないのではないかと思いますけれども、今後この野放図な会館利用の歯止めは期待できるということでやっていきたいと思っています。このことが徹底されることによりまして、施設の利用が事業者としては、文化会館を管理運営する財団法人塩尻市文化振興事業団にとっては、とても貸館事業は円滑に進むのではないかと考えております。今後ですけれども、平成18年から平成22年までの5年間指定管理者として制度が動きましたけれども、平成23年以降も新たな指定管理者選定に向けて、お互いに財団法人も新たな準備に入れるのではないかと考えています。

今後の予定は、今日の定例教育委員会で御認めいただけますと、明日例規審査の幹事会、11月5日には庁議にかけまして、そして例規審査委員会、あとは11月には新年度予算の編成方針の説明会がありますし、新年度予算編成もできますので、そんなことで向かっていければと考えております。まるっきりこれは市民にとっては、さほど影響はございませんけれども、市の職員が市の姿勢を市民に示すということで、皆さん方と同じ、レザンを使う場合には予算の措置をしながら、その範囲内でやりたいという、そういう方向性を示したいということで、是非とも市の利用料の減免率の見直しについて御理解を賜りたいと思っています。以上です。

百瀬委員長 ありがとうございます。質疑等ございましたら。

村田委員 冒頭の部分なのですが、私個人的には数か月に一度くらいしか利用させていただいてはないのですが、どうしても塩尻市の集客施設としての位置付けというのは明確なのではないかと思うのですが、今の次長の説明は市が主催したのですが、全体の稼働率なのですが、年間を通して例えば大ホール、中ホール何日くらい使っているのかということがまず知りたいです。

百瀬委員長 お願いいたします。

白木次長 今、細かな数字は持ちあわせておりませんが、私どものレザンホールの稼働率については県内の文化施設の中ではとても高くなっております。ただ、各ホール毎の稼働率というのは把握しておりませんが、全体でいきますと90パーセント程度にはなると思います。ほとんどの日においてはここのホール、例えばギャラリーですとか中ホールですとか大ホールですとかそれは空きなく動いているということでございます。

少し先ほどの説明を。12ページ13ページを少し見ていただきまして、実は備考欄のところに星印と数字が書いてございます。これは市役所関係の実績でございますけれども、例えば2で市消防団の任命式を中ホールで行ったときに、星印がついているのは大ホールで

も使っていたと。大ホールで使っていた場合に、5万4000円の新たな経費がかかっていると。文化会館におきましては、一つのホールだけ使っている場合には、文化会館の職員だけでまわっていくのですけれども、二つ一緒になる場合には、新たな音響関係ですとか照明関係ですとかの委託をお願いするということで、若干経費がかかるというのがこの星印の記入があるところです。

百瀬委員長 よろしいですか。

村田委員 いずれにしても90パーセントくらいの稼働ということであるわけですね。わかりました。

もう一点運用のなかで、いわゆるイベントをやろうとするとまず場所を押さえましょうということで、予約のルールといいますか、例えば何か月前からは予約ができるとか、何かそのへんのところ、先ほどの説明のなかで予備日のような形で、ダブルで予約をしてしまうということが実際にあるということ、これはなんとなくわかるのですが、予約の仕方はどのようになっているのでしょうか。

白木次長 予約は、1年前からどなたでも予約ができます。市の場合ですともっと前から予約が可能となっていますので、市の予約については市民の方より早くに会場を押さえられるというメリットを踏まえて、しっかり日程を決めていただきたいというのが今回の減免率改正の理由でもあるのです。基本的には、1年前から予約可能です。一般市民も同じです。

村田委員 わかりました。

百瀬委員長 他にございましたら。

岡本委員 教育委員会が使っている部分について、特に平成18年度の使用状況を見ますと、金額的には745万円余の約80パーセントくらいを教育委員会で使っていると思うのです。もしこれが100パーセント減免でなくなったときに、例えば平成18年度の部分については、全部予算の方は取れるのでしょうか。

百瀬委員長 お願いします。

白木次長 私どもが今回お願いするのは、文化会館の管理運営の委託料のなかで融通をしたいということです。ですから現在平成17年、18年の実績を見ながら、多分平成20年度の予算で使うのは何回あるのだろうかというように拾っていただきます。あとはレザンホールと相談をしていただければどのくらいのお金がかかるかというのは出てきます。私どものところでは、平成19年度予算では1億5,750万円をレザンホールの方、文化振興事業団にお渡しして、その範囲内で運営するというものですから、各課の方に使用料を計上した部分については、管理委託料の減額をもって充てたいと思っていますので、ですからほとんど予算的には確保しているものと理解していただきたいものです。

百瀬委員長 よろしいですか、他に。

岡本委員 8ページの「主旨」で、「見直しの骨子は」という、先ほど読まれた、「文化会館利用における委託者の優遇措置である利用減免率を市民と同等の減免率にすることで」という部分ですが、レザンホールは塩尻市民のお金で建てた建物です。それを建てるにあたっては、きちんとした目的があって建てたと思います。市が使うということは、要するに市民のために公益性を考えて使うということなので、それと市民一般の色々な団体、限られた人達からなる団体が使う分とを同等に考えるということにこだわらなくても良いのではないかと私は思ったのですが。

それともう一つ、「文化振興事業団の自立」というところはわかりますけれども、それと「市民の文化会館利用の利便性を図ろうとする」というのは、市が今まで100パーセント

減免で使っていたものを50パーセント減免にすることで、どうしてそれが市民の利便性につながっていくのかというところが良くわからなかったのですが。

百瀬委員長 お願いいたします。

白木次長 まず市民の公益性のために作った施設ですから、別に市民と同等ではなくとも良いのではないかという御意見ですけれども、私どもに対して、昔ここは市民会館が建っていたところであり、市民会館の代替施設ではないかということが、かなり方の御意見に出ます。私どもはその代替施設については、総合文化センターの講堂をお使いいただければ、200人規模でしたら十二分に、ほとんど登録団体の使用でございますから無料でございますので、それを使っただけであればよしいのではないかと考えています。それと市民の利便性がどうして高まるのかということなのですけれども、私どもの方で言いますと、要は市の職員の使うことについての意識を変えていただく、そのことによって例えば今まで複数予約をしていて、どこかの日に決まっても取消の連絡が遅いとか、そういうことによって今まで良くあるパターンとしては、この日空いていないではないかと市民の方が言ったときに、確かにその時は仮押さえがあって空いていなかったけれども、実際直近になると空いて他の団体が使っているのではないか、それはどうしてかということ、こちらは取消が遅れたために取り消した後に新たな市民の方が入ってくるというというような、そういう事例が散見されるということで、そういうことは始めの段階で一つなら一つと決めていただければ、今までの仮押さえの分が減る、減ればそここのところに、始めから市民の方が予約日のチョイスする部分が広がるというその部分ではかなり良いのではないかと考えています。ですから、利便性と声高に言うほどのことではないのかも知れませんが、ただ使う側の方にとってみれば、そういうことというのは結構大きいメリットではないかと考えて、書かせていただいたということです。

岡本委員 利便性というのは、今まで市が100パーセント減免で使えるものだから、市のイベントはレザンホールをどんどん使って回数が多いから、そのために市民の方が使えないということで、それがなくなれば市民の利便性が増えるということですね。そうすると結果的には、市がレザンホールでやるイベントの数、行事の数が減るということですか。

白木次長 私どもは、要は会場にあったイベント事業を選んでいただければ良いわけですので、一つ一つのレザンを使うことを各課でも市の担当者が、本当にレザンで良いのかどうかということを、もう一度洗い直しをしていただいて、適正に使っていただくと。それによって例えば稼働率が下がるのではないかという御意見がございますけれども、これについては文化振興事業団の方では新たな営業をする上で、市民や一般の民間にセールスする上では、ここもここも空いているというようなことでやっていただく機会が増えるのではないかとこのように、私どもでは思っております。

百瀬委員長 よろしいですか。

白木次長 決して市の職員、市の担当がレザンを使うなということではございません。あくまで、使うときには、市民の方も例えば冷暖房をやるときには、冷暖房は明確に何時から何時まで稼働時間はいくらでお金はいくらという話なのですが、市の場合にはややもすると、例えば午後の1時開会のときでも午前中から入れて暖めておくとかという、ですが一般市民の方は自分の身銭をきるものですから、開会の直近までということ、このへんのところは自分達も予算の積み上げをするところで、市民と同じ感覚を持っていかないといけないのではないかと、そんなところですので、決して市の関係部署にレザンを使ってくれるなということではございません。使うということについては、最低でも平成17年、18年でやった

事業については確実に確保されていますし、これからまた新たに運ぶものにつきましても、予算処置をすれば良いお話ですので、私どもについては職員の意識の切り替えは少しお願いをしたいというのが今回の見直しの内容なのですけれども。

岡本委員 職員の意識の切り替えということですが、委託料も市の財政から出ているわけですし、それが各事業部の振り分けになっても出所は同じわけです。意識改革という問題を100パーセント減免から50パーセント減免にして、レザンホールはタダで使えないということにしないと意識改革ができないのか、というように私は思ったわけです。先ほどのお話によりますと、何人集まるかわからない行事の場合に、例えば福祉事業部が行事をする場合に、保健福祉センターとか色々一応視野に入れてとっておきますね。そこにもし民間の方で使用を申し出られた方があれば、(それが民間と民間の間であれば難しいかもしれませんが、)市が仮り押さえしている場合にはその時点で協議してはどうでしょうか。本当にレザンホールや市全体の財政を考えたときに、ここで福祉事業部はレザンを使う必要が本当にあるのかとか、保健福祉センターでも総合文化センターでも良いのではないのかとか、そういうことを個々にきめ細かく見ていくということにはできないのでしょうか。それによって、もう少し効率的な利用ができれば良いと思います。一番心配なのは、委託料を減らし、その代わりに市が100パーセント減免ではなくて50パーセント減免にすることによって、例えば平成18年度でしたら750万円の半分のお金が今度は利用料に上乘せされるわけです。そうすることによって、指定管理者も採算がとれて安定した経営ができて自立ができるようになるのは良いのですが、逆に、レザンホールはお金がかかるのであれば、(例えば年度途中で新たに何か行事や大会を開きたいというような非常に公益性が高いものが出てきたときに、今まで通りであればレザンホールが空いていればレザンホールでやろうというところが、)予算を新たに取らなければいけないので、レザンホールを使わないで他の施設を使おうかということになります。市民側からすれば同じ行事を、例えば講演会であれば、レザンホールで聴くのか、あるいは市民交流室で聴くのかということです。もしレザンホールで聴くのに適したものであればレザンホールで聴いた方が市民の利便性は上がりますよね。その結果、段々レザンホールを使う機会が、少なくなっていくのではないかと、委託料は減って指定管理者も採算はとれるのだけれども、実際にレザンホールの稼働率が減っていくのではないかとということが少し心配です。

白木次長 10ページを見ていただきたいと思うのですけれども、文化会館の施行規則の第7条の第5号でございませぬけれども、その他指定管理者が特に必要と認めるときは、指定管理者が定める率というようになっております。これは今岡本委員さんがおっしゃったように、緊急にやらなくてはいけない、これが率というようになっておりますけれども、100パーセント減免であったり50パーセントであったり、定額の減免ということになったりして、これで私どもの方については年度内の急に出てくるものについては、十分対応できると思っております。急に年に何件もそういうものが出たから、急に県的なものや中信地区の大きなイベントがあるとも思えませぬけれども、そういうものについてはここで十二分に救えるのではないかと考えています。決して稼働率が悪くなる、使用のし具合が悪くなるということではなく、私どもとすれば使い勝手を真剣に考えていただくということですので、決して市民の方に御迷惑をかけるようなことではではないのではないかと考えています。委託料が減額になる部分は50パーセントの利用料を払うということですから、利用料金が上がるということですので、今のところ平成18年度と同じ使用形態でいけば、行って来いではないかと。ですから整備される分だけ民間セールスの枠が広がる、そこで文化会館財団法人の経営がう

まくまわるのではないかと考えています。

岡本委員 9ページの(3)のうで、こういったホールは減免、免除規定が廃止されているとあるのですが、県内の市民ホールというと市民会館のレベルでいうと市の数だけだいたいあると思うのですが、こういったところでいったいここに上がっている以外のところはやはり今まで通り、こういった市が使う場合には100パーセント減免となっている会館もあるわけでしょうか。

白木次長 県内の公立文化施設協議会に入っているのは36施設ございまして、そのうち16が指定管理者制度を導入されております。16でするので半数弱ですけれども、これについてはもう既に民間の会社、例えば長野市では株式会社コンベンションリンケージという会社が指定管理者で受けております。このへんについては減免率についても、今までとは同じようにやっておりますけれども、今後の減免率の話のなかでは、やはりそういうところも今後考えていくのではないかと考えています。私どもも今回これを提案するなかで、利用料を50パーセント減免ということではなく、全額いただいたらどうかと、全額というときには市民の方が100分の50で使っているのであれば、100分の50を正規の料金として表に出して、民間の方が営利を目的に使う方は、その2倍を利用料としていただければそれで良いのではないかという意見が出ております。私どもも若干もっともであると思っておりますけれども、それはこの次の平成23年の指定管理者制度の新たな導入時までには、考えなければいけないのではないかと考えています。ただ、私どもの文化会館の利用料というのは、県内例えば須坂ですとか茅野ですとかと比較しましても、ほとんど同じような料金でございますので、それを考えまして変更というのは難しいかなと。先ほど言いました県内の36施設の利用料についても、他市町村の利用料の値上げ状況の様子見というところがあるものですから、若干ここについては他市町村の動向を見ながら、今後考えていきたいと思っておりますので、今回のところはこの程度の取り組みで、一番の反省は平成18年の4月1日の指定管理者導入時に、やはりこのところは真剣に減免率を考えなければいけなかったのではないかとというのが反省の中にございます。

百瀬委員長 よろしいですか。他に。

丸山代理 今までお話をずっと聞いておりまして、職員の方の意識改革がポイントだということで、先ほど伺いました県内36施設の中の16が指定管理者になっていて、16のうちの、例えば長野文化会館や茅野とか飯山とか、そのわずかが今度は減免ではなくなるという、何か行革の一貫でという感じが少ししなくはなくて、大事な事なのですけれども、やはり公益性ということについては慎重に考えていただきたいと、私も岡本委員の話に思うところがあります。

例えば中学生、小学生が学校で使っていますね、前にもレザンホールで使いたいというときに、お金がかかるからという話でなかなか使えないということがありました。それで受益者負担だからと、私は確認をしていませんけれどもたぶん負担をして、見ると結構色んな学校が使っています。中にはたまたま体育館が使えないから片丘小が使ったことがありましたけれど、結構使い始めているのかと思ったのです。一概にレザンを使った方が良いという考えは私は持ってはいないのですが、ただこういうときも今度は100パーセント負担になるわけで、それによってレザンホールでやりたいという子ども達の気持ちとかが、これからどういう形になっていくのかなと心配です。

もう一つは、施設使用料は大ホールがいくらと多少の差はありますけれども、設備使用料に非常に差があると思います。例えば15ページの塩尻中学校と桔梗小学校でみると、施設

使用料は同じくらいなのですが、設備使用料が片方は27万6,800円で、片方は5万5,510円と。つまり音響効果を色々考えたりして使うとこんなに差が出てくるものという、先ほどの職員の方々の意識の改革というのは多分こういう点でも配慮が必要になってくる、いらぬものは使わないし、必要なものはなるべく効率よく使おうという気持ちになってくるのかも知れませんが、別の見方をするとこういうことについても例えばお金が先、経費が先ということにより、本当に必要なものを優先していくのと少し逆行するかなと。文化というものの考え方にもよると思いますが、そのへんの心配は少し私も残ります。

百瀬委員長 お答えいただけること、だいぶあったような気がしましたが。

白木次長 確かに私も教育委員会が多いというのは、学校の使用、しかも学校が平成17年、18年で比較しますと、平成17年のときは2校しかございませんでしたけれども、平成18年では7校に増えております。私どもの公民館については今のところ平成17年、18年は2つの分館だけの使用です。ただ私どもこれがどんどん広がっていることの心配があったというのが、一番最初に公民館長主事会のうえで、うちの考えを示したのが一つです。ただ、学校も決して増えてはいけないということではないのですけれども、学校も、私どもレザンを担当する課として言いたいのは、地元の自校での開催というのが恐らく昔からやられているように家族の方も親御さんも出るのには一番良いと。ですが毎年毎年例えばレザンでやったときに、レザンでそれは素晴らしい舞台を御提供できますけれども、それが果たして本当に地域に生きる学校の姿なのかどうかということではございます。ですから、例えばこれが2校一緒の合同発表会でしたり、それから5年に一度ということをしてレザンでやるという話でしたら良いのですけれども、やや多分に、レザンを使うと準備も楽、何も楽というところに学校の先生方も流れるきらいがありはしないかというのは、少し私どもの考えとしてはあります。文化ですから、最高のステージで、皆さんが良い気持ちになって次に続けるというのは、それは大変尊いことかも知れませんが、やはり自分のいる場所でできながら、ここでやるときには少し意義付けとか、ある部分では主旨、こういうことならここでやるのだなというようなことを、やはり意識付けとしていただくのが、いつもお祭りをやるようなことではなくて、お祭りというのは時々やって晴れの舞台ということの方が良いのではないかとということで、そういうことも少し考えていただきたいというのが、この主旨でございます。

百瀬委員長 よろしいですか。だいぶ時間がおしてきましたが、私も実はお聞きしたいことが幾つかあるのですけれども、1時間を過ぎましたので、少し休憩を取りましょう。10分、2時55分から再開ということでお願いいたします。

< 休 憩 >

百瀬委員長 それでは休憩をといて再開をいたします。議事の途中でありますけれども、今、休憩中に私がお聞きしたところ、これは教育委員会規則ではないと、私も委員長として招集をさせていただいた立場で、このようなことを言って申し訳ないのですけれども、市の規則であるということならば、教育委員会がこの規則の議決をするということは、これは越権行為といえますか、そういうことになるのであろうと。そうすると、議事ということになっていきますと最後はいつも採決ということになってくるものですから、採決でないとするならば議題ということではなくて、何か協議事項とかその他とかということでも良いのかなというように感じたわけなので、そのへんについて事務局から御説明いただければありがたいですけれど。

加藤課長 今、前回は委員長さんの御指摘のような関係もあった経過がございますけれども、基本的には市の規則という部分のお話のとおりでございます。その中で、方向的に教育委員会として御理解いただけるかどうかという部分を含めて、少し微妙な部分がございますけれども、方向をお定めいただければという部分でございます。よろしくお願ひいたします。集約というところまでいたらないかとは思いますが、いくつも御意見をいただいているところでございますので。

百瀬委員長 採決というようなかたちではなくてよろしいということですね。

加藤課長 はい。御意見をお伺いしながら、担当課でも見直すところがあれば見直させていただくというような論議をさせていただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

百瀬委員長 はい。では、そのようなことであとを進めたいと思います。それで今、質疑を受けているところですが、ほかの関係ではいかがでしょうか。

村田委員 そういう意味で、方向性ということであれば私は賛成です。本質的には、やはり冒頭でもお話したのですが、地域の中で中核的な施設になったという中で、それが市の行政側だけではなくて、一般を含めて、市民に対してどういう影響を与えていけるかということが本質だと思っています。それにあわせて、松本だったら市民芸術館とか、岡谷だったらカノラホールとか、いろいろなアイデンティティを持っているということを企画するというようなことが、僕は本質だと思っています。そういう意味で指定管理者制度になったときに、実際はどのように全体の運営、視覚、企画、営業とかそういうことがでてくると思うのです。その実勢という流れというのが、次の段階で何かあるのかなというような気がしますけれども、そういう意味でも、まず活動基盤の定着ということと、それから運営の収支といいますが、そのベースがないことには何も出来ないと思います。新しい体育館についても同じことが言えるのではないかなというような気がいたします。

百瀬委員長 はい。丸山委員さんは、御意見は。

丸山代理 私は、今はアイデンティティということよりも、指定管理者としての収支がきちんと整うようにしていくためには、何をポイントにしていくかというところに重点があるように思えて、先ほども言いましたけれども、文化というものについても経費的に採算がとれることに優先順位があってやるようになっていくのではないかなと思うのです。といいますのは、レザンが出来て最初のころはいろいろな興行、オーケストラがありましたけれども、年々歳々、正直いいますと、人の入るもの、それは民度にもよるとは思いますが、そういうふうになりがちではないかなと思うので、指定管理者制度を導入している文化会館が、まだ過半数もいない現状を踏まえましてどうなのかなと、私はそういう立場です。まだ、そこは事業団なので、まったくの民間ではないということで多少の安心もあるのですが、今後また見直しをして指定管理者というものを民間に求めていくとなれば、それが塩尻市民にとって本当に良いのかどうかと懸念します。

百瀬委員長 指定管理者制度そのものの功罪というか、そういうようなことにまで言及されてということだと思っておりますけれども。

村田委員 たぶん、それは次のステップだと思います。今、レザンホールと社会教育課と、どういうコンセプトのもとでやっていこうというのは合意されているわけですね。そのもとでやっているわけですね。

百瀬委員長 現行はそういうことですね。

村田委員 それが指定管理者で、第三者的に独立するかどうかはわかりませんよね。そのときの次のステップとして考えれば良いのではないですか。対外的な動向とか。市民の云々と

か、なかなかそれは総意かどうかというのはわからないのです。正直なところ。今、丸山さんがおっしゃった話だと・・・。

丸山代理 私は、いろいろ思うのですけれど、たとえばほかの文化会館が指定管理者制度を導入していないということは、やはりそれなりの意味があるのだらうと思うのです。意味があって指定管理制度の導入をまだ県内でもどうしようかと考えている。そういうものは入れてしまうと、どんどん変わってしまってあとから気がつくということが非常にあるもので、変えずに守っていかなくてはいけないことが、特に教育関係のことについてはたくさんあると思います。制度の導入により、効率性とか収益性とかを考えて、やるものを選んでいかなければいけなくなったり、人を選んでいかなければいけなくなったり、そのことが少し危惧されるということを加えているわけです。確かに公益性というのは、誰が、どこを見て公益性とするのかというのは非常に難しいところだと思います。だからこそ、ほかのところを導入していないのに、塩尻市がどんどん先んじて進んでいくことについて心配があると思います。

百瀬委員長 そのことと、この減免云々という問題が絡んでいると、そういう考え方だと思うのです。

丸山代理 減免にしないままで、文化事業団を段々と自立させることは出来ないというなかで、減免をやらないことにするわけだから、効率性を重視したその制度の方向にどんどん転がっていくような気がするということです。

百瀬委員長 はい、ありがとうございます。私からいいですか。9ページの3番、この経過として書いてあることの中身が少し見えない部分があるのですけれども。先ほど少し休憩時間に次長さんにお伺いしたら、こういった減免というような考え方も、公民館の関係とか、そういうようなところで匂わせてあるということでしょうか。あるいは、10月2日の庁議に説明をしたということですが、教育委員会に出てきたのは、きょうが初めて、今回が初めてだということです。ですから、教育委員会に意見をこういうかたちで聞いていただくのなら、少なくとも庁議にかける前に協議会なり、なんなりはやっていただきたかったし、あるいはもっと前からこういう経過があるのなら、もっと早い時期に提供していただければ、きょう、このように時間がかからなくて済んだのではないかなという気がしているのですけれども。実は指定管理者制度のときも、教育委員会では、それほど議論する時間もなかったというか、大体そういう方向で市長部局が動いているといいますか、そういうことの中だったような気がするのです。ですから、そのへんが教育委員会は独立機関だというように一般的には言われるけれども、決して独立機関ではないというように、私は最近そういう認識を持っていて、そもそも行政委員会というのは完全な独立機関ではないわけです。話があちこち行っていけないのですけれども。ですから、この規則が教育委員会規則なのか何なのか、そういうことの認識も、私自身が、私はもう出てきたから、これは教育委員会規則なのだらうなと思っていたのですけれども、どうもそうではないというようなこともあって、今そのような点でも私自身が混乱をして皆さんにも迷惑をかけて申し訳ないのですけれども。これから、またこういったような問題が出てくるようなときに、一体、教育委員会に、いつの時点で教育委員会の意見を聞くというようなことになるのか、そのへんについては、事務局としてもこれから研究をしていただきたいと感じているのですけれども。それで最終的に、今いろいろ意見がありましたので、私自身もこれで行きましようというような気持ちにスッと今なれない気持ちを持っていて、そうかといって絶対反対だというような意見も持てないと、そのような状況でいるわけです。しかしながら、今後の予定でみると、明後日には例規審査会

にかけるというようなプログラムが出来ているということだと、事務局の皆さんにも申し訳ないという気もするし、非常にそういうジレンマがあるのですけれども、委員の皆さんの中で、いやこれはもう少し待ってくれという意見もあるし、そのへんを事務局で忖度していただいて、そういう余地があるのならもう少し時間をかけていただければありがたいなと、私はそのように意見として言わせていただきたいところです。それでは困りますか。

丸山部長 経過の部分で、あちこち違ったみたいで失礼を申し上げているところですけども、市の行革推進委員会が2年任期で、その中の一つのプログラムの中で、使用料とか、利用料だとかそういうものを見直す。市としてデータを取った経過があります。その中で、一般的な使用料、体育館でしたか、そういうものも含めて使用料を検討してきた経過があります。その中でその一つに文化会館の使用料の検討があり、使用料と言っても内容的には減免率の問題だったわけです。それは、私は少し内容がわからなかったのですけれども、いろいろ聞く中では、次長から説明してきている内容、これは非常に現場として混乱していることは事実です。はっきり言って、その中で一つのけじめをつけていくにはどういう方法が良いのだろうということで検討してきました。行革の推進委員会が、ここで任期満了になってここで終わると。では、うちとしても、企画から見直しをするというかたちで原課から上がってきているのだったら早く方向性を見出せ、という指示がある中で、今回、庁議へ話をしました。話した内容につきましては、簡単な資料で、今回行革の中でこういう提案をしているので減免規定の見直しについて検討したいと。検討の内容については、今言った50パーセント減免、基本的には市の利用について減免したいという内容で、実際の利用者についてはここに書いてあるように教育委員会関係の部課が多いので、定例教育委員会、それからこの部課長会、そういうところで意見をまとめて、また後日、庁議に提案させていただきます。そういう話にしてあります。定例教育委員会の中で、いや待ちなさいと言えば、その意見を述べれば当然、庁議も、では待ちましょうという話になると思いますので、私はイエスかノーかの方向を出していただいて庁議の場に発表させていただきたいと思っています。

百瀬委員長 そういうことでよろしいわけですね。

御子柴部長 9月まで行政改革推進委員会の事務局に関係していたものですから少し経過をお話しますと、これのきっかけは、3年ごとの利用料、使用料の見直しを、行政改革の毎年のアクションプランの中で、今年度はやりますということになっています。具体的には、各所管するところで全体の見直しをし、その中で、利用料自体を上げるのか、減免はどうかを検討してくださいという中で、丸山部長が言った話になってきています。ただ、その背景には、この文化施設をどのように位置付けるか、貸館的利用、市民の会館的な利用等、これをどう考えるかということ、それから文化ということについては、指定管理者の本来の目的である効率的利用等、内容を充実させるという中で、合うのかどうなのかというようなことがあります。

先ほど白木次長も言っていたように、平成18年からの指定管理者制度の導入の際にそれなりの議論はしたのでしょうかけれども、指定管理者は一応5年ですので、それまで時間がありますから、それはその時点で議論をもう一度立ち戻って、その後ということになりますと、こういう時代の中でどうなのかと言う意見もあるかと思えます。一応そのへんのところで、ほかの項目でも、どれを見直しましょうというリストは、この10月2日の庁議で大体は確認されているのです。ただ、今この問題は継続だよということになっておりまして、今後の予定としては11月2日に生涯学習事業部で、こうしたいという意向を上げていくというのが予定なので、今の時点では、あくまでも予定を書いてあるだけだと思っています。

も良いと思います。

村田委員 私が話を発散させてしまったのかもしれませんが、この減免の話のところといわゆる指定管理者を含めたレザンホールの有り方みたいなものと少し混同しているので、何が決められないのかというのが明らかにして欲しいのです。この内容なのか、今後の運営とか企画の話なのかということで、どうなのかという、それを整理すれば、いったんこれについてどうですかという話はわかるのではないのでしょうか。

百瀬委員長 議事はあくまでも減免率です。この問題です。

村田委員 はい。委員長は、この事実、そういうことだとおっしゃいましたけれども、決められないということですか。

百瀬委員長 いや。

丸山代理 今のお話だと、使用料を上げるか減免率を見直すかという二者択一という話になると、この減免率について反対という、使用料を上げていかなければいけないという、そういうことはもう決まっているのですか。そういうわけではないですか。

御子柴部長 いえ、そのようなことはないです。それとは別で、使用料をまず見直しなさいと。そのときには実際のランニングコストと実際使用料を上げていく中で、どれだけのバランスが取れているか、そういう話の中ですが、むしろ使用料を上げなくても実質取れるものを、例えば減免率を見直して、ここに書いてあるように玉虫色の部分をもっと明確に出して、市民に、誰にも説明出来るようにしたほうが良いのではないかと、そういう部分もあるということです。それに絡む話は、9月の議会でも中原議員からそういう質問も出ておりましたけれども、そういう状況ですので、一応、使用料を見直すものはこれにしましょうというのは決めまして、それは急に3月議会には提案できないから、12月議会で先に提案して、議決されれば、周知期間を置いて、大体4月から実施ということなので、減免を見直す場合にもそれは同じ事でしょう。ただ、この場合は市の施設ですから、市の予算編成に絡みますし、学校との関係はありますが、直接、一般市民とは関係がないので、やり方はいろいろあると思うのですが、ほかのものは一応4月からルールを変えるものは周知期間を置くために一つ前の12月議会にやるかやらないかを決めましょう、ということになっています。期限的にはそういうことです。

丸山代理 当初、これを減免見直しをするという話のときに、職員の方の意識の改革のために、つまり無駄な仮押さえをしてしまったり、いらないうちで暖房や冷房を多く使ってしまったりと、その部分を意識の改革をして減らすことがまずあって、減免見直しはその次というのは考えられないものなのではないでしょうか。減免にならないということが、どう影響してくるのは想像の問題なので、私にも実際のところわからないのです。だけど、岡本委員さんが先ほどからおっしゃっているように、中身がどんどんと知らないうちに選ぶときから変わっていくかもしれないということを考えると、まず現場が混乱しない方法でお願いしたいです。減免をしなくすれば職員の意識が急に変わってもっと大事に使うようになるのかどうか、それが私には良くわかりません。たとえば去年の坪井先生の話、公民館が主体でやるからといって、総文でやらなくても、もっとたくさんの人を、良いお話ならばレザンでやれば良いし、逆に佐藤あやこ先生の話は、もっと小さい所でやっても良かったというように、選択に融通が利いて、オープンに決められるのが今の減免の良さではないかと思います。減免見直しにより今度は会場決めにも、こちらはお金がかかるけれど、こちらはタダだからとか、ではこの先生はこちら、この会は、というコスト優先の形になっていきはしないかということです。来年度ではなくこの先ですけれども、その減免見直しによって、中身までが変わっ

てしまうことはないですか、ということです。それで、職員の意識の改革としてなら、その前にやるべきことがあるのではないかと、減免を解除するからといって、急に意識の改革が出来るのか、暖房効率ももう少し我慢するようにしてというようになるのかが良くわかりません。

丸山部長 おっしゃる通りで、意識改革をこういうもので縛る、非常にこれは一番原点を突かれているところなのですけれども、現実には職員というのは、やはりこういうひとつの規則規定で動いている公務員であるのは御承知のとおりであります。その中で、今の段階では先ほどから何回も言っているのですけれども、まだ仲間意識でレザン等もやっていることは事実です。レザンの人達も、どうせやるのなら良いステージを作りたいと。これは当然だと思います。しかし、その良いステージを作るのにも必要以上のステージもあるわけです。例えば講演会をやるのにスポットがいくつもいる必要はないので、では、どの程度やれば良いとか、そういう部分というのはやはり、お金が絡むと理解しやすいと。そういう部分で規則というのを考えているという部分は確かにあります。本当に切ない部分と言えば切ない部分です。この中で見てもらってもわかりますけれども、前日からとったような部分があるのだけれども、全然使わないという部分もいくつかあります。では、それは前日に準備しなければ、その日は貸し出し出来るのです。夜に貸し出せば、そういう部分を行政でパーッと押さえられていて、やむを得ないという話になってきていることは事実です。一番の原点となるのは先ほど言われた、これは職員の意識改革、規則改正以前だという話になると、この論点に立つということはありませんので、もしどうやってやったら意識改革が出来るかという部分を我々もまた提案して、庁内検討していかざるを得ないということで、今後の予定ですけれども、今日定例教育委員会でご意見をいただいたけれども、基本的にやむなしという意見ではないということで、25日の例規の幹事会、あるいは庁議の案件から落としていきたい。私はそのように今考えていますので、最初から結論を出したような言い方で申し訳ないのですけれども、結論としては例規以前の意識改革をやれという御指摘をいただいたので、その方向で進めたいということで、庁議には、口頭で報告をしたいと考えています。

百瀬委員長 賛成という意見が一人、教育長さんはもちろん賛成ということで2人。また、2人が賛成しかねると。私自身も今議論を聞いていて積極的に、これでやりましょうという気持ちになれないと。そういう状況でありますので、今日の定例教育委員会の意見としては、そのようなかたちで、採決はしませんけれども集約させていただきたいと思います。いま生涯学習部長さんからもお聞きしたようなことがございましたので、そのようなかたちにしたいと思いますけれども、委員の皆さん、よろしゅうございますか。

村田委員 話の展開上、こじれたかたちになってしまったので良くわからないのですけれども、逆に少し待ってくれという話のところの理由、それを明らかにしておかないといけないと思います。なんとなくおかしいという話は、多分回答にならないので、何をどうしなくてはいけないのかというところは逆に返してあげないと、この場の役目は果たさないのではないかなと思います。

百瀬委員長 今、一つは意識改革の問題が提案理由になっているけれども、それはこの減免率云々以前の問題ではないかというのが一つ大きなものがありました。あるいは、指定管理者制度との絡みで、現行、文化会館は指定管理者制度になっているのですけれども、そのへんも見直すべきではないかという意見も丸山委員さんからありました。それから、岡本委員さんからは、いろいろな話で。

岡本委員 やはり採算性というよりも、まず市の文化会館としての役割というのを、やはり第

一義的に考えた上での運営ということをお願いしたいということです。

百瀬委員長 私は非常に形式的なことでもありますけれども、教育委員会の意見をどの時点で聞くという、そういうことが良いのか、そういった経過、この問題の、行革推進委員会ですか、そういうものの中で使用料の見直しという、そういうことも全然私は知らないでいる状況なのです。勉強不足だと言われればそれまでなのですけれども、そのような経過があってというようなかたちでレクチャーをしていただければ、それなりに考え方も。そういうものもない中で、私自身としてもなかなか賛成、反対という意見が言いにくいと。そういう部分があったのですが。それも一つの意見。そのようなことは庁議へは言えないことだと思いますけれども。あくまでも教育委員会内部の問題でありますので。そのようなことでよろしいですか。それでは、ありがとうございました。

議事第2号 全国学力・学習状況調査の結果公表について

百瀬委員長 引き続き、議事第2号に入ります。全国学力・学習状況調査の結果公表についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

加藤課長 それでは、お手元の資料の最終ページ、資料ナンバー5でございます。議事第2号ということでございます。学力調査の結果についての公表でございますけれども、やっと結果公表が10月の24日15時、マスコミ発表という部分が県教育委員会から情報として現在入ってきております。新聞等では25日の朝刊に発表されるという部分でございます。また、教育委員会、小中学校へは24日の午後に配送されるという予定で進んでおります。本日、23日、明日ということでございます。いずれにしましても県内各教育委員会含めて大変注目を浴びている事業でございます。蛇足になりますけれども、松本市の教育委員会ではホームページの中で第1段階、第2段階というような基本的な方針、発表方針をどのようにしていくかという部分が、今現在ホームページに載っております。県内、津々浦々全部のホームページを見てきて、松本だけが載っているという状況ではございますけれども、いずれにしましても各マスコミ取材等が現実には何度も入って来ている状況ではございますので、皆さま方の御意見、考え方を集約していただきながら、最終的な学校の対応に向けた取り組みをお願いしたいということでございます。それでは、お手元の資料の中で、少し古くなってしまって申し訳ございませんが、確認の意味合いで私が読み上げさせていただきますけれども、平成19年度全国学力・学習状況調査の結果公表についてということでございます。この調査が実施された日時につきましては、平成19年4月24日に実施されております。調査目的については今まで御覧いただいているとおりでございますので省かせていただきますけれども、四十数年ぶりに行われた調査という部分でございます。今回、教科に関する調査で、国語、算数が行われている方、中学生については数学が行われていると。またテストという調査と言いながら、生活習慣等にも及んだ質問調査も行われているということでございます。当教育委員会の公表の目的としましては、教育委員会は方針としての部分も当然でございますけれども、各学校の学習指導の改善や学習意欲の向上に役立てるために公表をしていくという部分でございます。2としまして、公表の内容についてでございます。全国、長野県の調査結果と塩尻市全体の特徴や傾向を比較分析して、その結果と考察を公表する。これには個々の学校名を明らかにした公表は行わない。また、数値での公表は行わない。言葉では概ねどのくらいとか、全国レベルに比較して同等とか、この表現については今後、詳細な検討をしなければいけないわけでございますけれども、具体的に何点でしたという公表はしていかないということでございます。公表の時期につきましては、明日、文部科学省が

ら調査結果が届き次第、できるだけ速やかに教育委員会・市校長会・学校教育課程編成委員会、また学校が連携して公表していくとごうございませう。学校における対応についてごうございませうけれども、各学校は教育委員会の公表結果を踏まえ、自校の特徴や傾向の分析と考察の結果を保護者へ公表すると。この中には地域という部分も、ある面では入ってくるかと思ひませう。また公表の仕方についてもインターネットなのか広報なのか、そのへんも最終的にはご論議いただかなければいけない部分が出てくるかと思ひませう。5 といたしまして、調査結果の活用方法についてごうございませう。学校においては、結果を数値として捉えるのではなく、日頃の学習指導及び児童生徒の学習の様子、学習の内容の定着状況、質問紙調査結果などを関係付けて、分析・考察を行い、実態に即した指導の改善を行う。また、中段でごうございませうけれども、結果は児童生徒の個票として提供されてくるというごうございませう。各校の個別懇談・三者懇談などの機会にそれぞれの個に応じた指導を行っていただくと。現場においてはです。そういう部分で活用をお願いしたい。また、教育委員会では市校長会・教育課程編成委員会と連携し塩尻市の児童生徒の課題を決めだしをしまして、学校とともに教育活動、指導方法の改善を研究するという部分の基本方針を持って塩尻市は公表していきたいという部分でごうございませうので、よろしくご審議のほうをお願いしたいと思ひませう。

百瀬委員長 はい。ありがとうございます。質疑等ございましたらお願いいたします。

丸山代理 結果、児童生徒の個票ですけれども、個票にはどういふことが載ってくるのでしょうか。

藤村教育長 わかりませう。まだ現物を見ていないので。

丸山代理 そうしますと、校長先生は当然ですが、担任の先生もすべての子どもの個票を見ながら集約は出来るというごうことで、心配なのは情報公開の請求があつたときに、どこまで、例えば担任の先生が知り得た情報とか、校長先生が知り得た情報とかを出さなくてはいけなくなるかというごうことなのですけれども、国会の答弁を見ていると、それは絶対に大丈夫だといふことですが、そのごうことは校長先生方とも一致しているのでしょうか。

藤村教育長 一番の心配は、各個人に一応その個票が渡るものですから、そのごう内容によっては正答数、正答率とか、そういうものがもしあつたとすれば、その個人に報道機関があつて情報を収集すれば、一応そのエリアの傾向といひませうか、そういうものが掴めてしまうのではないかという危惧は実際にご心配をかけている部分ですが、おそらくそごうまで報道機関が情報収集というごうことはしないだろうなど。教育委員会あるいは学校として、保護者に対して絶対情報を外に漏らしてはいけないうごう指導は出来ない。いくらそう言つても公表してしまえばそれまでのごうことなので、そのへんのところは若干の危惧はありますが、ただ市の教育委員会あるいは学校に対して個人の情報、学校としての正答率等の数値的な情報について開示を求められたごう場合には、これは市の公開条例に基づいて、これは非公開の情報であるというごうことで、すべて断るといふごうことにはしてあります。したがって、学校、教育委員会は数値的な情報の開示請求については、一切拒否をしていひませう。これは国もそういう方針でいひませうので、市もそれに習って非開示にしていひませうと、そのごうように考えていひませう。

百瀬委員長 よろしいですか。他をお願いいたします。

藤村教育長 今、説明があつたごうように公表の文面等については、まだ中身がわからないものごうですから具体的な提案は出来ないわけですけれども、先ほどお話があつたごうように、実際に国や県全体の情報については数値も公表されていひませうので、正答率何パーセントというごうようなかたちで公表されていひませうので、それに基づいて市としては、それよりも満足出来る状態であるごうとか、やや心配な面があるごうとか、そのごうような言葉で、全国あるいは県の発表された数値

に対してどうだという、満足出来るとか、あるいは少し心配な面があるとか、そういうかたちで公表をしていきたいというふうに思っています。具体的には、例えば国語でいえばA基礎基本の問題、B応用の問題、それから生活実態調査の絡みもあるものですから、Aの問題の全体的な傾向はどうだとか、Bはどうだとか、あるいは生活実態調査と正答率とのクロス分析というのは、なかなかむずかしいところがあるものですから、これは慎重にしていかなければいけないというふうに思っていますが、目立つ部分があれば、そういう生活実態調査との関連においても公表できるところはしていくことが、より正直な子どもたちの実態を一般の市民の皆さんに理解してもらう上では、そういう点も大事なというふうに考えていますので、そういうことも含めてどのようなかたちになるのか、まだ実際に調査結果がぜんぜん来ていない段階なものですから、何とも言えないわけですが、そのようなかたち、言葉での公表ということになるかと見ています。長野県の場合は19市、市だけで言いますと8市がそういう言葉で公表する。6市は公表しないと。あとの残りは、まだ現時点、報道されたその時点ではまだ決めていないという、そういう3つになります。

加藤課長 情報公開にかかわる根拠的な部分について、まず文部科学省におきましては、不開示情報として取り扱いなさいという通知がきています。県においては、県の情報公開条例に基づいて不開示情報とするというものです。本市においては、公開条例で「公開しないことができる情報」として、市の関係機関または国の機関が行う検査、監査、調査、研究、認可その他の事務事業に関する情報で、公開することにより、当該事務事業もしくは将来の本市の事務事業の目的の達成が出来なくなるもの、関係当事者の協力関係もしくは信頼関係が損なわれると認められるものについては公表しませんという条項がございます。また、公開の申し立てが仮に出た場合には、公開条例に基づく審査機関がございますので、そちらで最終決定が行われるというものです。法律等の許す範囲で、また文部科学省の許す範囲で公開をしていくという考え方でございます。

百瀬委員長 今の中で、文部科学省の非開示という指導というのは、次官通知のような、どうかたちですか。

加藤課長 これは結果の取り扱いについて、文部科学省が各市町村に流した資料でございます。国の行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条6号の規定を根拠として不開示情報として扱うものであり、市町村については、それぞれの公開条例に基づいてということになります。

百瀬委員長 わかりました。他の委員の皆さん、いかがですか。私から、3番、公表の時期を出来るだけ速やかにということではありますが、見込みとしてはどういうことになりましょうか。

藤村教育長 今考えているのは、明日、明後日来て、すぐ教育センターの教育課程研究協議会が中心になって、各学校から代表者が出ているものですから、そこでまず塩尻市全体の分析をします。その分析方法については県教育委員会からも示されております。

百瀬委員長 この、今回覧中の手引きですか。

藤村教育長 はい、そうです。それを中心に分析をして、先ほど言ったようなかたちで全国と県を比較してどうかというようなところを、分析結果を基にして今後生かすべき、このような方向でという、生かすべき方向まで含めて情報公開出来ればいいかなというふうに一応考えています。その分析が終わった段階で、出来れば11月中旬頃には市教育委員会としての公表をしたい。更に、各学校ごとに分析をしてもらうわけですが、今後は各学校の分析結果がまとまった段階で、これも一応同じかたちで公開をしていきたいと思っていますが、こ

れは11月の下旬までには公表したい。そういうふうにも今のところ予定を持っています。

百瀬委員長 はい。ありがとうございました。よろしいでしょうか。特に意見、質問がなければ、この印刷物を持って、塩尻市教育委員会の公表についての基本的な考え方ということで決定をしたいと思います。よろしゅうございますか。はい。ありがとうございました。

議事第3号(追加提案) 要保護及び準要保護児童生徒の認定について

<非公開>

5 その他

百瀬委員長 その他ということで、きょう追加案件というのがございましたけれども、先ほど事務局からお話がありまして、のちほど協議会の席でということですので、そちらへ回したいと思います。予定された議事は以上であります。特になにかございましたら。事務局からはよろしいですか。

樋口次長 オレンジリボンキャンペーンの取り組みについてですが、11月1日から11月30日まで児童虐待防止推進月間になっておりまして、厚生労働省でこの月間中にオレンジリボンを着用して、この児童虐待防止に対する理解を深めるということで啓発活動をしています。本市におきましても本年度この事業に取り組んでいきたいと思っております。11月1日から11月30日までの間ということで、現在、要保護児童対策地域協議会、二十数団体に入っただいて協議会を構成しておりますので、このメンバーの皆さんから会員の方や市民への呼びかけ、また市の職員全員に、掲示板でお知らせしまして、賛同する職員の協力を得ながらこの取り組みをしていきたいと思っております。現在、リボンは手作りで作成中でして、11月1日の木曜日に街頭活動ということで、ちょうど総合文化センターの文化祭の開会式がございますので、前庭で午前8時から8時45分にリボンとチラシの配布を実施。また、広報しおじり、インターネット等でお知らせをしていきたいと考えております。また、12月16日に講演会、子ども課の主催ですけれども、心が通う親子の絆・気づいたときがチャンス、ということで、講師は臨床ソーシャルワーカーのヘネシー・澄子さんという方ですけれども、愛着障害について研究していらっしゃる方で、ちょうどこの時に日本に来ていらっしゃるということで、子育て支援センターが中心になりまして講演をお願い出来ることになっております。児童虐待、今現在、件数は持ち合わせていませんけれども、大変増えてきておりまして心配している状況でもありますので、こういう活動を更に積極的に進めていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

百瀬委員長 はい。ありがとうございました。今その虐待の実態ですが、塩尻市の中では、おおよそ今こちらへ相談は。

樋口次長 現在、約30ケースに対応しています。今、児童相談所の一時保護も満杯状態で、現在塩尻市から、中学生であったり小学生であったり、保育園生だったり、5、6人くらいお預かりいただいています。そういう状況です。

百瀬委員長 あとはよろしいですか。それでは、以上で定例教育委員会を終了いたします。どうもご苦労さまでございました。ありがとうございました。

午後3時55分に閉会する。
以上

平成19年12月21日

署名

委員長 百瀬 哲夫

同職務代理者 丸山 典子

委員 岡本 たま

委員 村田 茂之

教育長 藤村 徹

記録職員 教育総務課
教育企画係長 青木 実
